

令和2年度藤岡市子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況一覧

資料2

6 支援が必要な子どもと家庭への支援の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(1)-1	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応を図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。	地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会開催し、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止対策を強化する。	会議開催数 <内訳> 協議会 1回 実務者 3回 ケース 36回	ケース内容の複雑化や件数の増加に伴い、より適切な連携の在り方について検討していく必要がある。	継続して地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会開催し、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止対策を強化していく。	子ども課 子ども家庭支援係
6-(1)-2	乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業 【再掲3-(4),3-(5)-1】	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるように支援します。	【乳児家庭全戸訪問事業】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、今後の育児支援に繋げていく。 【養育支援訪問事業】 支援が必要なケースの把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別支援の充実を図る。	【乳児家庭全戸訪問事業】 訪問対象者数 346人 訪問実施数 305件 実施率 88.1% (訪問目安：産後1か月) 【養育支援訪問事業】 訪問数 142件	【乳児家庭全戸訪問事業】 健康推進員の訪問では、対象者との連絡がとれなかったり、都合が悪かったりして訪問できないケースがあった。特に支援が必要な母子については、頻回の訪問が必要となる。 【養育支援訪問事業】 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）には、精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。	【乳児家庭全戸訪問事業】 ・今後も継続して、妊娠届出時の情報から、特に支援が必要な母子を把握し、早期の訪問につなげ、必要時関係機関とも連携を図りながら支援していく。 ・健康推進員の訪問についても妊娠届出時に対象者に案内を続けていく。 【養育支援訪問事業】 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には、今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。	子ども課 母子保健係
6-(1)-3	家庭児童相談事業 【再掲5-6】	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	家庭における児童の適正な養育・家庭児童福祉に関する専門的相談を実施する。	◆相談電話件数◆ 健診後 32件 虐待・DV 10件	問題を解決するために時間がかかるケースが増えている。	・健診の場を活用し、相談を続けていく。 ・問題解決のため、関係機関と連携し、相談者の置かれている環境にあった支援方法を検討していく。	
6-(1)-4	育児相談事業 【再掲4-3】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的を開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	育児全般に関する相談を定期的で開催し、子どもの成長を確認し、育児に関する不安を解消していく。	延べ相談利用数 125件 (新型コロナウイルス対策として、予約制で対応。毎月実施)	・育児不安が強い場合には、継続的に対応していく必要がある。 ・内容によってはその場で解決できないこともあり、別の時間帯での対応が求められることもある。	・今後も密を避け、可能な限り円滑な対応ができるよう、予約制にて実施していく。 ・継続的に子どもの成長を見たり、育児不安の解消をしていけるよう対応を続けていく。	
6-(1)-5	子育て電話相談事業 (子育て110番) 【再掲5-5】	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	相談者のニーズに答えるとともに、早急に対応が必要とされるケースの支援を確実に行う。	◆相談電話件数◆ 一般 823件 子育て110番 28件	子育て電話相談事業の相談内容は、様々な分野の内容であり、相談者の性別・年齢も多岐にわたるため、相談を受けるスタッフの資質の向上が必要となる。	適切に相談に対応できるよう、スタッフは研修等で自己研鑽に心がける。	

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(2)-1	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付	母子家庭の母又は父が資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付します。受講料の20%（上限10万円）	母子家庭の母又は父子家庭の父が、資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付する。	相談件数 11件	対象者が雇用保険非適用者であり、利用者は少数である。児童扶養手当の相談時に制度の周知をし、資格取得を目指して今後の生活向上に活かしていく。	継続して母子家庭の母又は父子家庭の父が、資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付する。	子ども課 子ども 家庭 支援係
6-(2)-2	母子家庭及び父子家庭高等技能訓練促進費	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給します。課税者月額7万5千円。非課税者月額10万。	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給する。	◆支給者数 8名 →3名が卒業し、正職員として勤務 ◆子育て就職面接会 保育園等に在籍している児童の保護者から、園生活の中で不安なことや困っていることを中心に、電話や窓口で対応し、保護者の同意のうえで園と情報交換を図る。 (ハローワークと合同) →新型コロナウイルスのため中止	資格取得をし、ひとり家庭の厳しい雇用環境から資格を活かした仕事に就いて生活向上を目指す。	継続して母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給する。	
6-(2)-3	児童扶養手当の支給	主に離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給します。	離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給する。	認定者数 524名 ◆支給件数◆ 全部支給 242件 一部支給 215件	・支給対象者の未就業者の対策 ・不正受給者への対応強化	継続して離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給する。	
6-(2)-4	ひとり親家庭等医療費の助成	18歳未満（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者を含む）の子どもを持つひとり親家庭の保護者・子どもの医療費を助成します。	福祉医療対象者が医療機関で早期受診できることで、病状の重症化を防止する。	◆母子家庭◆ 受給資格者数 1,556人 支給件数 17,120件 助成額 46,986千円 ◆父子家庭◆ 受給資格者数 168人 支給件数 1,020件 助成額 3,576千円	医療費が無料になることから、時間外受診や重複診療に繋がる場合もある。	早期受診による重症化の防止やひとり親家庭等の経済的な負担軽減のため、今後もひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行う。	保険 年金課
6-(2)-5	交通遺児手当の支給	交通遺児手当の支給、遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給します。	交通遺児手当の支給、遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給する。	支給者数 2名	市広報への掲載や児童扶養手当の現況届などの機会を捉え、制度のさらなる周知を行う必要がある。	継続して交通遺児手当の支給、遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給する。	子ども課 子ども 家庭 支援係

(3) 障害児施策の充実等

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-1	児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	児童発達支援を必要とする未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を継続して行う。	事業所数 2か所 定員 25人 支給決定者数 42人 →市外の事業所の利用により、希望に応じたサービスが概ねできている	児童発達支援を必要とする未就学児に対し、事業所数が少ない状況である。今後、利用者が増加すると、希望に応じた支援が難しい状況が出てくることも考えられる。	心身に遅れのある未就学児の早期療育の場を提供し、児童発達支援センターなどの市内の体制整備の向上に取り組み、児童発達支援を必要とする児の支援を継続して行う。	福祉課
6-(3)-2	放課後等デイサービス	小学校から高校生までの障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	放課後デイサービスを必要とする児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりの支援を推進する。(継続)	事業所数 10か所 定員 105人 支給決定者数 110人 →市外の事業所の利用により、希望に応じたサービスが概ねできている	放課後等デイサービスを利用する児童数は増加傾向にあるが、同時にサービスを提供する事業者の参入も市内では多く、事業者の支援体制の向上が求められる。	障害のある児童の早期療育の重要性、障害特性の理解を深め、障害のある児童の支援充実を図る。	
6-(3)-3	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等訪問支援事業所の指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	保育所利用中の障害児に対して、指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。(継続)	事業所数 1か所 支給決定者数 79人 →支給決定を迅速に行い、利用実績は増加傾向にある	支給決定者数に対して、利用が少ない状況にある。また、障害や発達に心配な児童の存在を早期に発見し、療育に繋げる。	事業者や利用者等の制度理解の向上を促すとともに、保育所等訪問支援の活用を図り、早期発見、早期療育支援を行う。	
6-(3)-4	医療型児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。	現在のところ実施予定はなし	サービス利用実績なし (県内での実施なし)	医療型児童発達支援事業所は、障害のある児童へ医療と療育を実施するもので、医療の専門性などにより、今後も市内に事業所が開設されることは難しい状況と思われる。	県内に医療型児童発達支援事業所が存在しないため、相談支援事業所と連携し、他の支援を組み合わせるなどして、当該児が利用できる支援を確保していく。	
6-(3)-5	居宅訪問型児童発達支援	重度障害等により外出が困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	現在のところ実施予定はなし	サービス利用実績なし (県内での実施なし)	外出することが著しく困難な障害児を対象に、医療と療育を実施するもので、医療の専門性などにより、今後も市内に事業所が開設されることは難しい状況と思われる。	相談支援事業所と連携し、他の支援を組み合わせるなどして、当該児が利用できる支援を確保していく。	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-6	児童入所支援	日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。福祉型と医療型があります。	現在のところ実施予定はなし	児童相談所の判断により適切な措置が行われた。 (県の所管のため、実績等は把握していない)	児童相談所の判断により適切な措置が行われているが、地域での受け皿がなく円滑な地域移行が難しい状況にある。	児童相談所の判断により措置される。退所後の支援については、児童相談所、市町村、相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係機関で連携して地域移行ができるよう支援していく。	福祉課
6-(3)-7	障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間モニタリングを行う等の支援を行います。（継続）	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間モニタリングを行う等の支援を行う。（継続）	事業所数 4か所 支給決定者数 154人 →当該児にあった計画書やモニタリングを実施	市内では4か所の事業所でサービス利用計画の作成が可能であるが、件数の増加に対して人員が不足しており、作成までに期間を要する状況にある。	・支援のニーズの高まり、相談内容の多様化に対して、支援の質の向上が求められるため、研修会などの参加を事業者へ促し、向上を図る。 ・事業者へ事業体制強化の働きかけを行い、支援の充実を図る。	
6-(3)-8	コーディネーター派遣	医療的ケア児に関わる多分野にわたる機関の支援調整を行います。	医療的ケア児に関わる多分野にわたる機関の支援調整を行う。（継続）	事業所数 3か所 コーディネーター養成者数 4人 →新たに1人の医療的ケア児等コーディネーターの養成を行うことができた。	医療的ケア児が抱える問題は多分野にわたっており、保険、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整することが求められる。対応できる民間の人材も限られている。	医療的ケア児等コーディネーター養成を希望する人材を募ると共に、市内の相談支援事業所に対して医療的ケア児の支援ニーズの高まりとコーディネーターの必要性について周知していく。	
6-(3)-9	言葉の相談・指導	通級指導教室で就学前の幼児について、言葉や発達面の相談にのったり、個別指導を行います。	3歳児健診後の幼児で、言葉や構音の指導や発達面に問題のある児とその保護者に対し、個別に指導を行い、言葉や心身の発達、育児不安の解消を目指す。また、就学に向けての支援を個別で行うことで、育児不安を和らげ、就学に向けての継続支援を目的とする。	◆対象児童数◆ 年長児 25人 年中児 24人 ◆延べ指導件数◆ 年長児 226回 年中児 152回	発達面での指導を必要とする児の増加や、言語の指導が必要な児の増加により、早生まれの児や、5歳児健診後の利用希望に対応しきれないことがあり、対象児の選定や継続指導中の児の評価の在り方を検討する必要がある。	今後も継続的な支援を行う。	子ども課 母子保健係
6-(3)-10	障害児親子すこやか教室	障害を持った子どもの保護者を対象に、専門職による学習会を定期的に実施し、保護者の交流・情報交換を行い、相談に応じています。	障害を持った子どもの保護者の関心が高い、就学について学習会や、保護者の交流・情報交換を行う。	開催数 2回 延べ参加者数 21組	福祉、保健、医療、教育の連携が必要となる。	関係機関と連携を図り、障害を持った子どもの保護者を支援していく。	
6-(3)-11	特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある20歳未満の福祉増進のため、手当の支給をします。	心身に障害のある20歳未満の児童に対し、福祉増進のため、手当の支給する。	対象者数 84人 受給者数 83人 支給停止者数 11人	市広報への掲載や児童扶養手当の現況届などの機会を捉え、制度のさらなる周知を行う必要がある。	継続して心身に障害のある20歳未満の児童に対し、福祉増進のため、手当の支給する。	子ども課 子ども家庭支援係

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-12	教員の資質向上による教育支援	教員の資質向上を図ることにより児童・生徒への教育の質を高めます。	教員の資質向上を図る。	研修開催数 8回 計画訪問実施数 16回 →計画訪問や要請訪問における授業研究会にて教師の授業力、リモート研修にて教師のICTを活用した指導力を向上。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中で、計画的な学校訪問や集合研修の実施が難しい状況。 ・計画訪問や要請訪問における授業研究会について、さらに改善を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究会で話し合ったことが、授業ですぐに生かせるような工夫を講じていく。 ・遠隔によるリモート研修や少人数による集合研修を、内容を精選しながら実施していく。 	学校教育課
6-(3)-13	保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ【保育・教育施設】	障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施します。	障害児と健常児と一緒に過ごせる環境づくりを図るため、障害児を受け入れる施設に配慮し、手厚い保育環境を整備するための補助を行う。	対象施設数 16園 対象児童数 43人	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度障害児の判定数が増加傾向にある。また、特別な配慮が必要な児童の対象者数が増加傾向にあり、判定をするのに時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して、障害のある児童を受け入れている施設へ、処遇向上のための保育士の加配、設備の整備等の補助を行い、障害児保育の推進を図っていく。 	子ども課 児童福祉係
6-(3)-14	保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ【放課後児童クラブ】	障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施します。	障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施する。	受入れ箇所数(学童) 12か所 延べ利用者数 130人	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所で障害児の受入れを行うには、指導員の確保や施設改修が伴うケースもある。 ・入所判断に関しては、各施設判断のため、全施設での実施は難しい。 ・現在、障害の有無は診断書や特別支援学級の在籍証明等で判断しているが、グレーゾーンとなってしまう児童への対応が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施する。 	子ども課 子ども家庭支援係

(4) 子どもの貧困対策の推進

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(4)-1	就学援助費支給事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	憲法第26条、教育基本法第4条、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、義務教育の円滑な実施に資する。(継続)	小学校支給者数 222人 中学校支給者数 151人 援助費 20,655千円 →就学援助が必要と認められる家庭に対しての適切な援助を行うことができた	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携だけでなく、子ども課や福祉課との情報共有がスタンダードになるよう、庁内連携の仕組み化が必要だと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・援助が必要な家庭への認定については、都度柔軟に対応する。 ・制度周知が不十分等の手落ちがないよう、周知を徹底し、引き続き適切な援助を行う。 	学校教育課
6-(4)-2	子どもの居場所づくり支援事業補助金	子ども食堂をはじめとする、子どもの居場所づくりを行っている又は開設を希望している団体(学習支援は除く)に対し、事業費や役員費などの運営費や、開設に係る経費(備品購入費)の一部補助を行います。	子ども食堂をはじめとする、子どもの居場所づくりを行っている又は開設を希望している団体(学習支援は除く)に対し、事業費や役員費などの運営費や、開設に係る経費(備品購入費)の一部補助を行う。	実施団体数 1か所 補助額 20万円 月1回開催し、お弁当の持ち帰りなど実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業のため、啓発活動を行うつ、子どもの居場所づくりを行う団体の把握。 ・新たに始める団体に対し、開設に係る経費(備品購入費)の一部補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂をはじめとして、子どもの居場所づくりを行っている団体等を把握し、補助金の支給を行う。 	子ども課 子ども家庭支援係
6-(4)-3	子どもに対する学習・生活支援事業	生活困窮家庭に属する子どもに対し、自らの力で困難を解決し、進路の実現ができるよう無料の学習・生活支援指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の向上と生活習慣の形成・改善の支援を図っていく。 ・生活自立相談支援機関及び子ども課と連携し支援していく。 	実施箇所数 3か所 延べ利用者数 266人 →生活困窮や家庭環境の事情により、居場所づくりを必要とする子どものフォローアップも実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の実施箇所は市内公民館であるが、コロナの影響により施設の利用制限や外出自粛のため、支援が行き届かない事態が生じるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関及び子ども課と連携し、利用する子どもを開拓する。 ・コロナ禍においても周囲との交流が継続して図れるようリモート学習の有効性も検証する。 	福祉課